

羽島市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、市長等及び職員等の業務並びに議員の議員活動に支障を来し、議会及び議員の社会的信用及び信頼を失う行為であるとともに、市民サービスの低下につながる可能性のある行為である。

羽島市議会及びその構成員である議員は、市民の負託により二元代表制の一翼を担う重責を理解し、ハラスメントを断じて許さず、率先してこれを根絶し、議員、市長等及び職員等が市民のための活動を推進できる環境を確保することによって、市民から信頼され続ける議会を実現することを強く決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、羽島市議会議員が関係するハラスメントの防止に必要な措置を講じ、快適な職場環境を確立することで、市民から信頼される羽島市議会の実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員で本市に勤務するものをいう。
- (3) 議員 羽島市議会の議員をいう。
- (4) 派遣労働者 派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第8号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、本市の各機関を役務の提供先とするものをいう。
- (5) 職場 市長等及び職員等においては職務を遂行する場所を、議員においては議員活動を行う全ての場所をいう。
- (6) 相談等 ハラスメント事案に関する相談、苦情及び被害防止措置の要求をいう。
- (7) 相談者 自身がハラスメント被害を受けたと考える者であって、相談等を行う者をいう。
- (8) 行為者 相談等において、ハラスメントを行ったとされる者をいう。
- (9) 職員等 第2号で規定する職員及び第4号で規定する派遣労働者のことをいう。

(ハラスメントの種類とその定義)

第3条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を越える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は相手方の人格若しくは尊厳若しくは職場環境を害するものをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者（直接的に性的な言動の相手方となった者に限らず、全ての者を含む。）を不快にさせる職場の内外を問わない性的な言動をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げるものをいう。
 - ア 次に掲げる事由に関する言動により相手方の職場環境が害されること。
 - (ア) 妊娠したこと。
 - (イ) 出産したこと。
 - (ウ) 妊娠又は出産に起因する病状により勤務すること（議員活動を行うことを含む。）ができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
 - (エ) 不妊治療を受けること。
 - イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により相手方の職場環境が害されること。
- (4) SOGI・ハラスメント 職場環境を害するもので、性的指向及び性自認等に関して、侮辱的、差別的な言動又は望まない情報の暴露により、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与える行為をいう。
- (5) その他のハラスメント 第1号から第4号に掲げるもののほか、誹謗、中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって相手方の人格若しくは尊厳又は職場環境を害するものをいう。

(適用範囲)

第4条 この条例は、次の各号に掲げるハラスメントについて適用する。

- (1) 議員と市長等との間及び議員間におけるハラスメント
- (2) 職員から議員に対するハラスメント
- (3) 議員から職員等に対するハラスメント

(議長の責務)

第5条 議長は、ハラスメントの根絶及び相談者への配慮に努めるとともに、ハラスメント事案の相談等に関する体制を整備し、ハラスメントに起因する問題が生じた

場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議員の責務)

第6条 議員は、市民の代表者として市政に携わる機能及び責務を有することを深く認識し、常に高い倫理意識を持つとともに、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害であることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ることを認識し、議員、市長等及び職員等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚することで、市長等、職員等及び他の議員を個人として尊重し、誠実かつ公正な活動に努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると思われる者があるときは、その者に対し、当該言動を厳に慎むべき旨を指摘する等、率先して羽島市議会からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

(相談窓口の整備)

第7条 議長は、相談等の円滑かつ公正な解決を図るため、羽島市議会事務局にハラスメント相談窓口を設置し、相談員を選任するものとする。

2 相談者は、第4条第1項第1号及び第2号に規定するハラスメントについて、相談員に相談等を行うことができるものとする。ただし、第10条第2項の規定により市長から処理の依頼があった場合は、第4条第1項第3号に規定するハラスメントについても相談等を行うことができるものとする。

(相談等への対応)

第8条 相談員は前条第2項に規定する相談等を受けたときは、当該ハラスメント事案(以下「事案」という。)について、次の各号に掲げる事務を行うこととする。ただし、行為者が市長等又は職員の場合は、次の各号に掲げる事務を行わず、当該相談等について議長に報告するものとする。

(1) 相談対応を行うこと。

(2) 相談者の求めにより、相談者、行為者及びその他事案に関係する者に事実関係の聴取を行うこと。

2 相談員は、相談者の同意の上で、相談を受けた段階で、議長に事案が発生したことを速やかに報告するものとする。

3 相談員は、第1項第2号の規定により聴取を行った結果を、議長に報告するものとする。

4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、事案の相談者及び行為者に対し、その報告の内容を通知しなければならない。

(処理の依頼等)

第9条 議長は、前条第1項ただし書の報告を受けたときは、当該事案に係る処理を市長に依頼するものとする。

2 議長は、議員がハラスメントを行ったとされる者となる事案について、市長から処理の依頼があったときは、議員からハラスメントを受けたとされる者の求めに応じて、事実確認等の調査その他の必要な措置を講ずるものとし、当該事案に係る処理を完了したときは、その処理の内容等を市長に報告しなければならない。

(羽島市議会ハラスメント対策委員会)

第10条 議長は、第8条第3項の規定により報告を受け、かつ、事案が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、羽島市議会ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、対策委員会に事案に関する事務を行わせるものとする。

- (1) 相談者が対策委員会の設置を求めた場合
- (2) その他議長が必要と認めた場合

2 対策委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 事案の事実関係の調査に関すること。
- (2) 事案の事実関係の認定に関すること。
- (3) 事案の被害防止措置に関すること。
- (4) その他議長が必要と認める事務に関すること。

3 対策委員会は、委員6人以内で組織し、議員のうちから別に定めるところにより選任する。

4 対策委員会は、第2項の各号に掲げる事務が終了したときは、その結果を議長に報告するものとする。ただし、事案に関し、第2項の各号に掲げる事務の遂行が困難な場合は、事務の終了を待たずに、その旨を議長に報告するものとする。

5 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、事案の相談者及び行為者に対し、その報告の内容を通知しなければならない。ただし、議員が行為者となる事案について、市長から処理の依頼があった場合は、市長に対してもその報告の内容を通知しなければならない。

(羽島市議会ハラスメント審査会)

第11条 議長は、前条第4項による報告を受け、かつ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当したときは、羽島市議会ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）に対し、事案の審査に関し必要な事項を諮問するものとする。

- (1) 相談者又は行為者が審査会への諮問を希望する場合
- (2) その他議長が必要と認めた場合

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 事案の事実関係の調査に関すること。
- (2) 事案の事実関係の認定に関すること。
- (3) 事案の被害防止措置に関すること。
- (4) 前条第4項による対策委員会の報告内容の検証に関すること。
- (5) その他議長が必要と認める事務に関すること。

3 審査会は、委員3人以内で組織し、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから議長が委嘱する。

4 審査会は、第2項の各号に掲げる事務が終了したときは、その結果を議長に答申するものとする。

5 議長は、前項の規定による答申を受けたときは、事案の相談者及び行為者に対し、その答申の内容を通知しなければならない。ただし、議員が行為者となる事案について、市長から処理の依頼があった場合は、市長に対してもその答申の内容を通知しなければならない。

（ハラスメント事案への対応措置）

第12条 議長は、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当したときは、行為者である議員に対し、事案の調査結果、認定した事実及び被害防止措置に関する通知を行うものとする。

- (1) 第10条第4項の規定により、ハラスメントの事実が存在するとの報告を受け、かつ、前条第1項の規定に基づく審査会への諮問が不要な場合
- (2) 前条第4項の規定により、ハラスメントの事実が存在するとの答申を受けた場合

2 議長は、前項の措置を講ずるときは審査会の答申に沿った対応をし、審査会への諮問が不要な場合は、対策委員会の報告に沿った対応をしなければならない。

（公表）

第13条 議長は、前条第1項に掲げる措置を講じた場合、相談者の同意の上で、行

為者の氏名、事案の内容及び被害防止措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(調査等への協力義務)

第14条 相談者、行為者及びその他事案に関係する者は、次の各号に掲げることに協力しなければならない。

- (1) 第8条第1項第2号に定める事実関係の聴取に関すること。
- (2) 第10条第2項に定める対策委員会の事務に関すること。
- (3) 第11条第2項に定める審査会の事務に関すること。

(職務代行)

第15条 議長が相談者又は行為者になったときは副議長が、議長及び副議長が相談者又は行為者になったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(秘密の保持)

第16条 議長、相談員、対策委員会の委員、審査会の委員その他事案に関する業務に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第17条 議員は、ハラスメントに関する相談等を行ったことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(研修)

第18条 議長は、議員に対し、ハラスメントの防止のために必要な研修を実施するものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。